

令和7年 東庄町町制施行70周年記念 写真展
「東庄町70年の足跡」～過去から未来へ思いを馳せる～

要項

1. 趣 旨 東庄町町制施行70周年を記念し、時代を超え「まちの記憶」として残したいと感じる写真を募集する。
2. 展 示 期日：令和7年11月16日（記念式典当日）
会場：東庄町公民館ロビー（印刷及びテレビモニター等使用）
3. 対 象 東庄町の風景・ものを撮影したものであること。撮影者及び写真提供者（以下、「撮影者等」という。）の町内在住在勤は問わない。
4. 募集及び 町ホームページ及び町インスタグラムを用いて募集。応募は
応募方法 メールでの写真データ提出及びインスタグラムへの投稿による。
5. 募集期間 令和7年2月28日（金）から6月13日（金）

6. 注 意

【共通事項】

- (1) ご提供いただいた写真全てを掲示できない場合があります。予めご了承ください。
- (2) ご提供いただいた写真について著作権は撮影者等に帰属します。ただし、町はその写真を町の広報を含む出版物や、ホームページ、SNSに利用することができ、利用の際には写真の加工等を行うことができるものとし、応募した時点で撮影者等はそれに同意したものとします。
- (3) 写真（印画紙・印刷したもの）は返却できません。過去に撮影された大切な写真をご提供いただく場合は、スキャンするなどしてデータをご提出ください。
- (4) ご提供いただいた写真について、確認のご連絡をさせていただく場合があります。
- (5) コンテストではありません。つきましては、コンテストへの出品歴、受賞歴の有無等については問いませんが、写真の著作権等について改めてご確認ください。
- (6) 人物が写っている場合は、ご本人の同意を得るなど肖像権の侵害がないようご確認ください。
- (7) ご提供いただいた写真に関し、著作権侵害等の法律上の問題が発生しても、町は一切関与せず、その責任・解決の義務はすべて撮影者・写真提供者本人にあるものとします。
- (8) 撮影者・写真提供者は、応募に係る事項を全て了承したものとみなします。

(9) 応募に際しご提供いただきました、撮影者・写真提供者の氏名、メールアドレス、連絡先などの個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内でのみ取り扱うものとします。

【メールでの写真データ提出】

(1) 1メールにつき添付写真は1枚のみとします。

(2) 応募点数は、お一人につき10点以内とします。

(3) 写真データは、ファイルサイズは1点あたり10MBまでとし、画像の形式はjpg、jpeg、gif、pngとします。

(4) 提出先メールアドレス tonosho-70th-photo@project-tonosho.jp

メール本文には、撮影者・写真提供者の氏名、連絡先、写真の説明を入れてください。

【Instagramへの投稿】

(1) 本アカウントをフォローしていただき、ハッシュタグ #東庄町70th をつけて投稿してください。応募に際し、アカウントを全体公開にする必要があります。東庄町町制施行70周年記念事業展開期間である令和8年3月31日までは本アカウントのフォローを継続してください。

(2) 投稿回数に制限は設けませんが、同一写真での複数回の投稿はご遠慮ください。

(3) 投稿された写真を、町においてデータをダウンロードし利用します。利用にあたっては、【共通事項】(2)について同意したものとします。また、場合によっては、投稿された写真のデータの提供をお願いすることがあります。